

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年8月29日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第9号

損害賠償の額の決定について

携帯電話料金の支払の遅延による延滞利息の加算による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和4年7月29日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

東京都港区に本社を置く金融会社

2 事案の概要

放課後児童クラブで使用している携帯電話料金の令和4年5月支払分の支払漏れにより、遅延利息金を支払うこととなった。

3 損害賠償の額

54円